

神奈川土地家屋調査士会のみなさまへ

動産総合保険【測量機器対応】

土地家屋調査士さまの測量機器をさまざまな事故からお守りします。

動産総合保険は、土地家屋調査士の活動にかかせない測量機器を幅広く補償できます。

使用中はもちろん、保管中・移動中など、貴社の大切な「測量機器」をとりまくさまざまな事故による損害を補償します。

動産総合保険の保険の対象

ほとんどすべての【測量機器】を対象とすることができます。

例えば…
■測量基本セット ■コントローラー ■棒コンパス など

保険料例 保険料払込方法：一時払 免責金額：0千円

保険金額	200万円	300万円	400万円	500万円
保険料(年)	21,320円	31,980円	42,640円	53,300円

下記に該当する物件はお引受けできません

①自動車、船舶、航空機	⑦商品の海上運送を主たる危険とする契約
②大型コンピュータ（商品、リース・レンタル物件契約を除きます）	⑧海洋構造物
③工場内の据付機械	⑨組立危険を主たる危険とする契約
④家財を特定せず、一式を対象とする契約	⑩電車
⑤生物（動物、植物、魚介類等）	⑪タクシーチケット
⑥特定区間運送中の危険だけを対象とする契約	など

このようなときに、お役に立ちます

偶然な事故によって保険の対象とする動産に発生した損害に対して損害保険金をお支払いします。

例えば…

●火災 ●落雷 ●破裂・爆発 ●他物の落下・飛来・衝突
●輸送用具の脱線・転覆・沈没・座礁 ●建物の崩壊 ●盗難 など

保険金をお支払いできない主な場合（詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください）

【基本契約】

- ①保険契約者、被保険者（補償の対象となる方）またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。
- ②①に規定する者以外の者が保険金受取人である場合において、その受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。
- ③保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害。
- ④公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。
- ⑤保険の対象の欠陥による損害。
- ⑥自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害。
- ⑦加工着手後に発生した損害。ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂または爆発、風災等に限定して保険金をお支払いします。
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害。
- ⑨地震、噴火、津波によって発生した損害。（これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます）
- ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害。
- ⑪上記⑩以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって発生した損害またはこれらに伴って発生した損害。
- ⑫台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害。
- ⑬電氣的事故・機械的事故による損害。
- ⑭修理・清掃等の作業上の過失等による損害。

⑮詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害。

など

【自動セットされる主な特約】

①温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって発生した損害。ただし、その損害が、火災、落雷、破裂または爆発によって発生した場合を除きます。〔温・湿度変化損害対象外特約〕

②損傷が発生したことによって価値が低下したことによる損害。ただし、保険の対象が美術品または骨董（とう）品である場合を除きます。〔格落損害対象外特約〕

③真空管、電球等の管球類に発生した損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。〔管球類単独損害対象外特約〕

④修理費に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用。〔航空運賃対象外特約〕

⑤保険の対象が日本国外にある間に発生した事故による損害。〔国内のみ補償特約〕

⑥保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合に、汚染、異物の混入、純度の低下、固化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して発生した損害。〔混入・目減り危険等対象外特約〕

⑦かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損傷。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。〔擦損危険等対象外特約〕

⑧保険契約者、被保険者または使用人等が関与した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任、恐喝等の不誠実行為による損害。〔使用人の不誠実行為対象外特約〕

⑨消耗品に単独に発生した損害。〔消耗品単独損害対象外特約〕

⑩被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用、管理を委託された者の倒産等に随伴して発生した窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等に起因して保険の対象に発生した損害。〔自力救済行為等対象外特約〕

⑪保険の対象の脱毛による損害。〔脱毛危険対象外特約〕

⑫保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に発生した損害。〔地中・水中・空中危険対象外特約〕

⑬万引きその他保険証券に記載された保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害。（ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます）検品または棚卸しの際に見えられた数量の不足による損害。（ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます）または、保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害。〔万引き・品不足危険対象外特約〕

⑭保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合に、冷凍・冷蔵・保温装置または設備の破壊・変調・機能停止等による損害。〔冷凍・冷蔵・保温物特約〕

など

商品のしくみ

動産総合保険は、基本契約に加え各種特約をセットしてご契約いただけます。契約方式および保険の対象である動産に応じて、自動セットされる特約がありますのでご注意ください。

1 基本契約 + 2 自動セット特約（※） + 3 契約方式により必要となる特約 + 4 任意セット特約

（※）保険の対象とする動産等に応じて、自動的にセットされる特約があります。

1 基本契約

お支払いする保険金の額は次のとおりとなります。

お支払いする保険金＝①損害保険金＋②残存物取片づけ費用保険金＋③損害防止費用＋④権利保全行使費用

① 1回の事故ごとに、損害の額※1 × 保険金額（ご契約金額） ※2 < 保険金額※2 限度 > となります。

【損害の額】

保険価額によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費 ①－修理によって保険の対象の価額 ②が増加した場合はその増加額 ③－修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額

※1 保険証券に免責金額の記載がある場合は、免責金額を差し引きます。ただし、全損※3の場合および火災、落雷または破裂もしくは爆発による事故の場合は、差し引きません。

※2 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

※3 損害の額が保険価額を超える場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。

* 保険金額は保険価額と同額で設定してください。保険価額より低く設定すると、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額を超えて設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。

②事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用※に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。

※取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

③事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。ただし、保険金額から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。

④事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。

【保険金支払後の保険金額】

損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額に相当する額となった場合、その損害発生時にご契約は終了します。
保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

【臨時費用保険金について】

この保険には臨時費用保険金をお支払いしない特約がセットされています。

2 自動セット特約

ご契約時のお申出にかかわらず、契約条件および保険の対象に応じて自動的にセットされる特約です。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

3 契約方式により必要となる特約

特定動産契約

土地家屋調査士が、営業または作業に用いられる各測量機などの動産を対象とし、それぞれ保険の対象を特定して補償します。

複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断の上、ご契約ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

4 任意セット特約

各種特約をセットすることにより補償内容を変更することができます。お客さまのご要望に合わせた商品設計が可能です。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

? 保険用語のご説明

①修理費

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

②保険の対象の価額

同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※を差し引いた額をいいます。

※減価額は保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。

ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

③増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。

ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

! ご注意いただきたいこと

保険料の払込方法について

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（現金により払い込むことも可能です）。

なお、ご契約時に保険料を払い込む方法の場合は、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

万一、事故が起こった場合

〈万一、事故が起こった場合の手続き〉

- ・ 万一事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・ この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料） 事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または左記までご連絡ください。

※24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※お掛け間違いにご注意ください。

●このホームページは「動産総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

なお、保険料払込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります）。

ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。

●取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。

したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

横浜支店 横浜第一支社

神奈川県横浜市中区本町5-48

TEL050-3462-6480

●ご相談・お申込先

【取扱代理店】

株式会社アイビーコンサルタント

神奈川県横浜市港北区大豆戸町3 5 3 日建ビル1階

TEL045-439-5014

メールアドレス shopmaster@ivyhoken.xn.shopservice.jp

(2024年2月承認) A23-103853